

## 公益充実資金等取扱規程

### 第1章 総 則

#### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人レーザー技術総合研究所（以下「財団」という。）の公益充実資金、特定費用準備資金および資金取得資金（以下、「公益充実資金等」という。）の取扱いに関して必要な事項を定めることを目的とする。

#### (定義)

第2条 この規程のおいての用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 公益充実資金とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（以下「公益認定法施行規則」という。）第23条第1項に定める将来の公益目的事業の実施または公益目的保有財産の取得・改良等に必要な費用を支出するために積み立てられる資金をいう。
- (2) 特定費用準備資金とは、公益認定法施行規則第31条第1項に定める将来の特定の活動（公益目的事業に係るものを除く。）の実施のために特別に支出する費用（事業費又は管理費として計上されることとなるものに限る。）に係る支出に充てるために保有する資金をいう。
- (3) 資金取得資金とは、公益認定法施行規則第36条第3項第4号に定める、法人活動保有財産の取得又は改良に充てるために保有する資金（法人活動保有財産の取得に要する支出の額の最低額に達するまでの資金に限る。）をいう資金をいう。

#### (取扱原則)

第3条 この規程による取扱いについては、公益認定法施行規則に則り行うものとする。

### 第2章 公益充実資金

#### (公益充実資金の保有)

第4条 この財団は、公益充実資金を保有することができる。

- 2 この財団が、公益充実資金を保有しようとするときは、公益充実活動等ごとに内容および実施時期、積立限度額およびその算定根拠等について理事会に承認を得なければならない。

#### (公益充実資金等の管理)

第5条 前条の公益充実資金について、財産目録、貸借対照表またはその附属明細書において、他の資金と明確に区分して表示する。

#### (公益充実資金の取崩し)

第6条 公益充実資金を取崩す場合には、公益認定法施行規則第23条第2項ももとづき、次の区分に応じ、当該各号に定める額に相当する資金を取崩さなければならない。

- (1) 当該資金の目的の支出がなされた場合、当該資金の額のうち当該支出の額に達するまでの額
  - (2) 正当な理由がないのに当該資金の目的とする公益充実活動等を行わない事実があった場合、その事実があった日における当該公益充実活動等に係る資金の額
- 2 公益充実資金について、公益充実活動等以外の支出に充てるために取崩す場合には、公益認定法施行規則第23条第1項第3号に定める特別の手続きとして、理事長は、取崩しが必要かつ合理的であると考えられる理由を付して理事会に付議し、その決議を得なければならない。

### 第3章 特定費用準備資金および資産取得資金

(特定費用準備資金および資産取得資金の保有)

第7条 この財団は、特定費用準備資金および資産取得資金を保有することができる。

- 2 この財団が、特定費用準備資金および資産取得資金を保有しようとするときは、将来の特定の活動(資産取得資金にあつては将来の特定の資産の取得又は改良。以下、総称して「活動等」という。)の名称、内容、計画期間、活動等の実施予定時期、積立限度額(資産取得資金にあつては当該資金の目的である財産の取得又は改良に必要な最低額。以下同じ。)、その算定根拠等について、理事会の承認を得なければならない。

(特定費用準備資金及び資産取得資金の管理)

第8条 特定費用準備資金及び資産取得資金は、公益認定法施行規則第31条第3項第2号(同規則第36条第4項において準用する場合を含む)に従い、他の資金と明確に区分して管理するものとする。

(特定費用準備資金及び資産取得資金の取崩し)

第9条 特定費用準備資金及び資産取得資金は、公益認定法施行規則第31条第4項(同規則第36条第4項において準用する場合を含む)にもとづき、次の区分に応じ、当該各号に定める額に相当する資金を取崩さなければならない。

- (1) 当該資金の目的の支出がなされた場合、当該資金の額のうち当該支出の額に達するまでの額
  - (2) 各事業年度終了の時における積立限度額が当該資金の額を下回るに至った場合、当該事業年度終了の時における当該資金の額のうちその下回る部分の額
  - (3) 正当な理由がないのに当該資金の目的である活動等を行わない事実があった場合、その事実があった日における当該資金の額
- 2 特定費用準備資金及び資産取得資金について、目的外の取崩しを行う場合には、公益認定法規則第31条第3項第3号(同規則第36条第4項において準用する場合を含む)に定める特別の手続きとして、理事長は、取崩しが必要かつ合理的であると考えられる理由を付して理事会に付議し、その決議を得なければならない。

### 第4章 公表、備え置き等

(公益充実資金の公表)

第10条 公益充実資金の公表について、公益認定法施行規則第23条第1項2号にもとづき、次に掲げる事項を当該事業年度の終了後、この法人のホームページへの掲載その他適切な方法により速やかに公表しなければならない。

- (1) 当該事業年度の末日における公益充実活動等ごとの内容及び実施時期
- (2) 当該事業年度の末日における積立限度額及びその算定根拠
- (3) 当該事業年度の公益充実資金の取崩額及び積立額
- (4) 当該事業年度の末日における公益充実資金の額
- (5) 前事業年度の末日における公益充実活動等ごとの公益充実資金に関する法令で定める事項

第11条 この財団は、公益認定法第21条第2項第4号並びに公益認定法施行規則第46条第1項第7号、第9号及び第10号にもとづき、公益充実資金等について記載した書類を、事業年度経過後3月以内に定款第2条第1項による事務所に5年間備え置き、所定の業務時間内に閲覧等に供するものとする。

## 第5章 雑則

(法令等の読替え)

第12条 この規程において引用する条文の条数・項番号等が、関係法令の改正等に伴い変更された場合においては、当該改正等の内容に対応して適宜読み替えるものとする。

(改 廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(細 則)

第14条 この規程の実施に必要な細則は、理事長が定めるものとする。

附 則

この規程は、令和7年3月10日より施行する。(令和7年3月10日理事会承認)

この規程は、令和8年6月3日に改正する。